

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成29年2月23日(2017.2.23)

【公開番号】特開2016-127379(P2016-127379A)

【公開日】平成28年7月11日(2016.7.11)

【年通号数】公開・登録公報2016-041

【出願番号】特願2014-265649(P2014-265649)

【国際特許分類】

H 04 M 1/00 (2006.01)

H 04 M 11/00 (2006.01)

H 04 N 5/225 (2006.01)

【F I】

H 04 M 1/00 U

H 04 M 11/00 3 0 1

H 04 N 5/225 F

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月16日(2017.1.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外部装置と遠距離無線通信を行う遠距離無線通信部と、

前記外部装置を親機として動作する第1の通信モードが前記遠距離無線通信部により確立された際に、前記外部装置を子機として動作する第2の通信モードを確立するための情報処理装置の認証情報を、前記外部装置に送信するよう制御する制御部と、  
を備える、情報処理装置。

【請求項2】

前記情報処理装置は、前記外部装置と近距離無線通信を行う近距離無線通信部をさらに備え、

前記近距離無線通信部は、第1の外部装置を検知した場合、当該第1の外部装置の認証情報を取得し、

前記制御部は、前記認証情報を用いて、前記第1の外部装置を親機として動作する前記第1の通信モードを前記遠距離無線通信部により確立するよう制御する、請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記制御部は、前記近距離無線通信部により第2の外部装置を検知した場合、前記第2の外部装置を子機として動作する第2の通信モードを前記遠距離無線通信部により確立するための前記情報処理装置の認証情報を、前記第2の外部装置に送信するよう制御する、請求項2に記載の情報処理装置。

【請求項4】

前記制御部は、前記第2の外部装置が検知された場合、前記遠距離無線通信部により既に第1の通信モードが確立されている前記第1の外部装置との通信モードを、前記第2の通信モードに切り替えるよう前記第1の外部装置に指示する、請求項3に記載の情報処理装置。

【請求項5】

前記制御部は、前記情報処理装置の認証情報を前記遠距離無線通信部から送信するよう制御する、請求項2～4のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項6】

前記制御部は、前記情報処理装置の認証情報を前記近距離無線通信部から送信するよう制御する、請求項2～4のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項7】

前記近距離無線通信部は、前記遠距離無線通信部の通信距離より短い通信距離であって、前記外部装置と近接することで認証処理を経ずに通信が可能となる、請求項2～6のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項8】

前記認証情報は、前記情報処理装置を特定するための識別情報およびパス情報を含む、請求項1～7のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項9】

前記制御部は、通信モードの確立後、制御信号を前記外部装置に送信する、請求項1～8のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項10】

前記制御部は、前記制御信号により前記外部装置の設定値の取得または設定値の変更を行う、請求項9に記載の情報処理装置。

【請求項11】

前記外部装置は、撮像装置である、請求項9または10に記載の情報処理装置。

【請求項12】

前記制御部は、前記制御信号により前記撮像装置に撮像を指示する、請求項11に記載の情報処理装置。

【請求項13】

外部装置を親機として動作する第1の通信モードが遠距離無線通信部により確立された際に、前記外部装置を子機として動作する第2の通信モードを確立するための情報処理装置の認証情報を、前記外部装置に送信するよう制御することを含む、制御方法。

【請求項14】

コンピュータを、

外部装置と遠距離無線通信を行う遠距離無線通信部と、

前記外部装置を親機として動作する第1の通信モードが前記遠距離無線通信部により確立された際に、前記外部装置を子機として動作する第2の通信モードを確立するための情報処理装置の認証情報を、前記外部装置に送信するよう制御する制御部と、として機能させるための、プログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

(記録/読み出し部)

記録/読み出し部103は、画像処理部102から出力される画像信号(撮像画像)を記録メディア104に記録したり、記録メディア104に記録されている撮像画像を読み出したりする。また、記録/読み出し部103は、撮像画像を圧縮した上で記録メディア104に記録してもよい。また、記録メディア104から圧縮データを読み出した場合、復号した上で出力する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0036】**

(操作入力部)

操作入力部201は、ユーザによる操作入力を検出し、操作信号を制御部200に出力する。また、操作入力部201は、物理的な構成により形成されるボタン（例えば電源ボタン）であってもよいし、操作画面へのタッチ操作を検出するタッチパネルであってもよい。

**【手続補正4】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0054**

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0054】**

<3-2.2台目接続時における動作処理>

図6は、本実施形態による情報処理システムにおける2台目接続時の動作処理を示すシーケンス図である。図6に示すように、まず、ステップS127において、情報処理装置20の近距離無線通信部204は、情報処理装置20が1台以上の外部装置と遠距離無線通信接続を確立した状態になった場合に、情報処理装置20から相手に要求する遠距離無線通信モードの設定を子機STAに変更する。ここでは、図4のS118に示したように、情報処理装置20がカメラ10Aと遠距離無線通信接続を確立したことで、1台以上と接続した状態となっている。かかる接続上で、情報処理装置20によりカメラ10Aのリモート制御が行われている。

**【手続補正5】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0064**

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0064】**

次いで、ステップS154において、カメラ10Bの遠距離無線通信部109Bは、上記S139で近距離無線通信部108Bにより取得した情報処理装置20の認証情報を用いて認証を行い、情報処理装置20を親機APとして動作させる通信接続を確立する。

**【手続補正6】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0065**

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0065】**

そして、ステップS157において、カメラ10Aの遠距離無線通信部109Aは、情報処理装置20に対して遠距離無線通信接続の要求を行い、通信接続を確立する。この際、遠距離無線通信部109Aは、初回接続時に情報処理装置20から受信し、記憶していた情報処理装置20の認証情報（上記S121、S124）を用いて認証を行い、情報処理装置20を親機APとして動作させる通信接続を確立する。上記S154、S157による各ネットワークの構築後、情報処理装置20によるカメラ10A、10Bに対するリモート制御が実施される。具体的には、情報処理装置20が遠距離無線通信上で制御情報をカメラ10A、10Bに送信して、カメラ10A、10Bの動作をそれぞれ制御する。